

# 鴨川市地域防災計画

令和8年3月

鴨川市防災会議



# 鴨川市地域防災計画

## 第1編 総則編

第1節 計画の目的及び構成	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の内容	1
3. 計画の構成	1
4. 計画の修正	1
5. 地区防災計画	2
第2節 計画の基本方針	3
1. 災害予防対策	3
2. 災害応急対策	4
3. 災害復旧・復興対策	4
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
1. 市	5
2. 一部事務組合	6
3. 県	6
4. 指定地方行政機関	6
5. 自衛隊	9
6. 指定公共機関	10
7. 指定地方公共機関	11
8. その他公共的団体	11
9. 市民及び事業所等	12
第4節 市の概況	14
1. 自然条件	14
2. 社会的概況	19
第5節 災害危険性	20
1. 地震の想定	20
2. 津波の想定	23
3. 風水害の想定	23
4. 大規模事故の想定	25



## 第1節 計画の目的及び構成

### 1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び鴨川市防災会議条例第2条の規定に基づき、鴨川市防災会議が作成する計画であり、鴨川市で発生する災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等の一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関、鴨川市民及び事業所がその全力をあげて、鴨川市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

また、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を本計画（地震・津波災害編）に定めることを目的とする。

### 2. 計画の内容

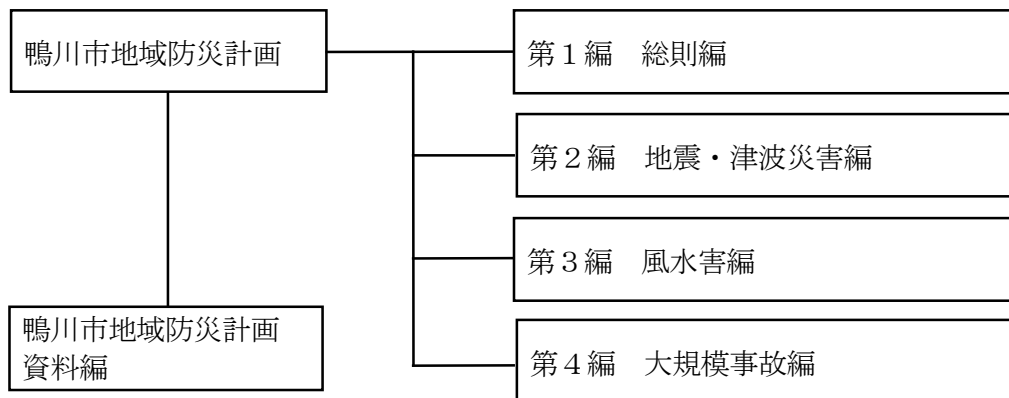
本計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

なお、国土強靱化基本法に基づき、巨大地震や集中豪雨等の大規模自然災害等に備えた事前防災・減災、迅速な復旧復興に係る施策については「鴨川市国土強靱化地域計画」に定め、本計画と協調して対策を推進する。

### 3. 計画の構成

本計画は、次のような構成である。



### 4. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。

ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。

第1編 総則編  
第1節 計画の目的及び構成

なお、修正したときは、知事に報告する。

市及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、必要がある場合は修正内容を防災会議（事務局：鴨川市危機管理課）に提出する。

## 5. 地区防災計画

本市地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

## 第2節 計画の基本方針

---

本市は、南東が海に面し、北東から南西部を取り囲むように山間部が広がっており、降雨、暴風により被害を受けやすい地形的条件にあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかし、都市化が進展していること、市民の生活様式の変化により水道、電気、ガス、電話等への依存度が高まっていること、高齢化、少子化の到来による要配慮者が増加していること、住民の相互扶助意識が低下していることなどから防災面に関するさまざまな課題が指摘され、さらには、市街地の多くが海岸及び河川沿いに位置し、津波や地盤の液状化の影響を受けやすい地域にあるとともに、市街地への人口集中は、災害危険地域への居住地の拡大をもたらす傾向にある。

本市の場合は、昭和30年代後半から整備された建築物や道路、鉄道などの社会資本が更新の時期にさしかかりつつあることに加え、都市構造の複雑化は、地震災害対策のより一層の強化を求めることとなる。

また、本市は、海に面しており、海難事故や油流出事故の危険性がある。さらに、都市化の進展や森林面積も大きいこと、産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故などの大規模な事故災害のおそれがある。こうした大規模事故災害についても対策を講じておく必要がある。

加えて、市民の生活様式の変化は、水道、電気、ガス、電話等への依存度を高め、鉄道等の交通施設とともに地震災害からこれらを守る対策の強化が求められている。

これら本市防災環境の変化に的確に対応し、市民生活の安全を守り、本市の持つ諸機能を確保していくため、風水害、各種大規模事故災害及び地震・津波災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努めていく。

### 1. 災害予防対策

- (1) 市民への防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と防災教育、防災訓練の充実に努め、自助・共助・公助の役割分担に基づき地域防災力を向上させる。
- (2) 災害に強い地域づくりを進めるため、土地区画整理等による都市整備や、耐震化・不燃化による建築物対策等の防災都市づくりを進める。
- (3) 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄と消防施設の整備を進める。
- (4) 津波災害を軽減するための施設整備や避難体制を整える。
- (5) 情報連絡手段となる防災行政無線の整備を進める。
- (6) 今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。
- (7) 発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国・県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。
- (8) 市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

## 2. 災害応急対策

- (1) 災害時に迅速な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関の応急体制を整える。
- (2) 気象警報等や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- (3) 被災者の安全な避難に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。
- (4) 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実を図る。
- (5) 必要に応じ、自衛隊や広域的な応援を得て応急対策を実施する。
- (6) 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等については、関係機関と連携し応急復旧を図る。
- (7) 応急住宅の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

## 3. 災害復旧・復興対策

- (1) 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生安定を図る。
- (2) 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。
- (3) 中長期に及ぶ復興計画の作成体制づくりを合意形成のもとに進め、計画的に復興事業を進める。

以上の基本方針を踏まえつつ、次の要配慮者及び男女共同参画の視点も考慮し、対策を推進する。

### <要配慮者及び男女共同参画の視点>

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じる。

また、東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震において、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとした、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところであり、防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。

さらに、性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立つことも必要とされる。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

## 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び一部事務組合、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、並びに指定地方公共機関等は、災害対策に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

なお、これらの機関は、鴨川市の防災に係る機関のみを抽出して記載している。

### 1. 市

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鴨川市防災会議及び市の災害対策本部に関すること</li> <li>・ 防災思想の普及並びに市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること</li> <li>・ 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること</li> <li>・ 防災訓練の実施に関すること</li> <li>・ 災害応急対策に関する物資並びに資材の備蓄及び点検に関すること</li> <li>・ 防災に関する設備の整備及び点検に関すること</li> <li>・ 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること</li> <li>・ 災害発生の防除及び拡大防止のための措置に関すること</li> <li>・ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること</li> <li>・ 近隣市町との相互応援協力に関すること</li> <li>・ 警報の伝達並びに避難の指示に関すること</li> <li>・ 災害による被害の調査・報告と情報の収集及び広報に関すること</li> <li>・ 災害時における自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること</li> <li>・ 消防、水防その他の応急措置に関すること</li> <li>・ 緊急輸送道路の確保に関すること</li> <li>・ 公共的施設の復旧に関すること</li> <li>・ 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>・ 市営施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 災害時の医療及び救護に関すること</li> <li>・ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること</li> <li>・ 災害時の給水に関すること</li> <li>・ 災害時における文教対策に関すること</li> <li>・ 被災者の生活再建支援に関すること</li> <li>・ 義援金品の受領及び配布に関すること</li> <li>・ 被災産業に対する融資等の対策に関すること</li> <li>・ 災害復旧の実施に関すること</li> </ul>

## 2. 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
安房郡市広域市町村圏事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防事務（消防団事務を除く）及び救急事務に関すること</li> <li>・火葬場施設・設備の維持・管理及び応急対策に関すること</li> <li>・地域救急医療対策（夜間急病診療事業、在宅当番医制事業、及び病院群輪番制方式による二次救急医療機関運営事業）に関すること</li> <li>・水道施設の維持・管理及び応急対策に関すること</li> </ul>
千葉県市町村総合事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害弔慰金の支給等に関すること</li> </ul>

## 3. 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること</li> <li>・防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること</li> <li>・災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること</li> <li>・災害の防除と拡大の防止に関すること</li> <li>・災害時における防疫その他保健衛生に関すること</li> <li>・災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること</li> <li>・被災産業に対する融資等の対策に関すること</li> <li>・被災県営施設の応急対策に関すること</li> <li>・災害時における文教対策に関すること</li> <li>・災害時における社会秩序の維持に関すること</li> <li>・災害対策要員の動員、雇上げに関すること</li> <li>・災害時における交通、輸送の確保に関すること</li> <li>・被災施設の復旧に関すること</li> <li>・市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること</li> <li>・災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること</li> <li>・災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助、保護に関すること</li> <li>・被災者の生活再建支援に関すること</li> <li>・市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること</li> </ul>

## 4. 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること</li> <li>・管内各県警察の相互援助の調整に関すること</li> <li>・他管区警察局及び警視庁並びに管内防災関係機関との連携に関すること</li> </ul>

第1編 総則編  
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察通信の確保及び警察通信統制に関すること</li> <li>・津波、噴火警報等の伝達に関すること</li> </ul>
関東財務局 千葉財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 立会関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること</li> </ul> </li> <li>2 融資関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること</li> <li>・災害復旧事業費の融資（長期）に関すること</li> </ul> </li> <li>3 国有財産関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること</li> <li>・地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること</li> <li>・地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること</li> <li>・災害の防除又は復旧を行おうとする事業者への普通財産の売払又は貸付に関すること</li> <li>・県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること</li> <li>・県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること</li> </ul> </li> <li>4 民間金融機関等に対する指示、要請関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係の融資に関すること</li> <li>・預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること</li> <li>・手形交換、休日営業等に関すること</li> <li>・保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること</li> <li>・営業停止等における対応に関すること</li> </ul> </li> </ol>
農林水産省 関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</li> <li>と</li> <li>・応急用食料・物資の支援に関すること</li> <li>・食品の需給・価格動向の調査に関すること</li> <li>・飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</li> <li>・飼料、種子等の安定供給対策に関すること</li> <li>・病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</li> <li>・営農技術指導及び家畜の移動に関すること</li> <li>・被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</li> <li>・農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</li> <li>・被害農業者に対する金融対策に関すること</li> </ul>
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること</li> <li>・災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</li> </ul>
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品、復旧資材などの防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</li> <li>・商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</li> <li>・被災中小企業の振興に関すること</li> </ul>

第1編 総則編

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなど危険物等の保安に関する事</li> <li>・鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事</li> </ul>
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における自動車輸送業者への運送の協力要請に関する事</li> <li>・災害時における被害者、災害必要物資などの輸送調整に関する事</li> <li>・災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事</li> <li>・災害時における応急海上輸送に関する事</li> <li>・応急海上運送用船舶の緊急修理に関する事</li> </ul>
国土交通省 関東地方整備局	<p>1 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上必要な教育及び訓練等に関する事</li> <li>・通信施設等の整備に関する事</li> <li>・公共施設等の整備に関する事</li> <li>・災害危険区域等の関係機関への通知に関する事</li> <li>・官庁施設の災害予防措置に関する事</li> <li>・大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事</li> </ul> <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び気象警報等の伝達等に関する事</li> <li>・水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事</li> <li>・建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事</li> <li>・災害時における復旧資材の確保に関する事</li> <li>・災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事</li> <li>・災害時のための応急復旧資材の備蓄に関する事</li> <li>・海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事</li> <li>・災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事</li> </ul> <p>3 災害復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。</li> </ul>
海上保安庁第三管区海上保安本部 (勝浦海上保安署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上災害の発生及び拡大の防止に関する事</li> <li>・船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関する事</li> <li>・海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事</li> <li>・海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関する事</li> </ul>
東京管区気象台 (銚子地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事</li> <li>・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事</li> <li>・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事</li> <li>・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</li> </ul>

第1編 総則編

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事</li> <li>・災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）の派遣に関する事</li> <li>・災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事</li> <li>・非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事</li> <li>・電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事</li> </ul>
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事</li> <li>・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事</li> <li>・放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事</li> <li>・行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事</li> </ul>
北関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事</li> <li>・災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事</li> </ul>
千葉労働局木更津労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場、事業場における労働災害の防止に関する事</li> <li>・労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事</li> </ul>
国土地理院 関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時等における地理空間情報の整備及び提供に関する事</li> <li>・復旧・復興のための公共測量の指導及び助言に関する事</li> <li>・地殻変動の監視に関する事</li> </ul>

5. 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係資料の基礎調査に関する事</li> <li>・自衛隊災害派遣計画の作成に関する事</li> <li>・防災資材の整備及び点検に関する事</li> <li>・千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関する事</li> </ul> </li> <li>2 災害派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事</li> <li>・災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事</li> </ul> </li> </ol>

## 6. 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
N T T 東日本 (株)、N T Tド コモビジネス(株)、 (株) N T Tドコ モ、K D D I (株)、ソフトバンク (株)、楽天モバイル (株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信施設の整備に関する事</li> <li>・災害時等における通信サービスの提供に関する事</li> <li>・被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ul>
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護に関する事</li> <li>・心のケアに関する事</li> <li>・救援物資の備蓄及び配分に関する事</li> <li>・血液製剤の供給に関する事</li> <li>・義援金品の受付及び配分に関する事</li> <li>・その他応急対応に必要な業務に関する事</li> </ul>
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事</li> <li>・災害応急対策等の周知徹底に関する事</li> <li>・社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事</li> <li>・被災者の受信対策に関する事</li> </ul>
東日本旅客鉄道 (株)、日本貨物 鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道施設等の保全に関する事</li> <li>・災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事</li> <li>・帰宅困難者対策に関する事</li> </ul>
日本通運(株)、 福山通運(株)、 佐川急便(株)、 ヤマト運輸(株)、 西濃運輸(株)、 (一社) A Z - C O M丸和・支援ネ ットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における貨物(トラック)自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事</li> </ul>
東京電力パワー グリッド(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における電力供給に関する事</li> <li>・被災施設の応急対策と災害復旧に関する事</li> </ul>
日本郵便(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における郵便事業運営の確保</li> <li>・災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</li> <li>・被災者への郵便葉書等の無償交付に関する事</li> <li>・被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事</li> <li>・被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事</li> <li>・被災者救助団体へのお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事</li> <li>・被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事</li> <li>・災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事</li> </ul>

第1編 総則編  
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	・被災鉄軌道施設の災害復旧の支援に関する事

### 7. 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(公社) 千葉県医師会	・医療及び助産活動に関する事 ・医師会と医療機関との連絡調整に関する事
(一社) 千葉県歯科医師会	・歯科医療活動に関する事 ・歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事
(一社) 千葉県薬剤師会	・調剤業務及び医薬品の管理に関する事 ・医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事 ・地区薬剤師会との連絡調整に関する事
(公社) 千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会	・ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事
(公社) 千葉県看護協会	・医療救護活動に関する事 ・看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関する事
千葉テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)ベイエフエム	・防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 ・災害応急対策等の周知徹底に関する事 ・社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事
(一社) 千葉県トラック協会房州支部、(一社) 千葉県バス協会	・災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

### 8. その他公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
安房農業協同組合	・県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 ・農作物の災害応急対策の指導に関する事 ・被災農家に対する融資、あっせんに関する事 ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 ・農産物の需給調整に関する事
鴨川市商工会	・災害時における物価安定についての協力に関する事 ・救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事 ・市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 ・融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事

第1編 総則編

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

鴨川市漁業協同組合、東安房漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における港湾運送関係事業者との輸送力の確保及び連絡調整に関すること</li> <li>・災害時における食糧及び救援物資の海上輸送に関すること</li> <li>・県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること</li> <li>・漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること</li> <li>・被災組合員に対する融資、あっせんに関すること</li> </ul>
千葉県森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること</li> <li>・被災組合員に対する融資、あっせんに関すること</li> </ul>
鴨川市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の支援に関すること</li> <li>・災害時におけるボランティア活動の支援に関すること</li> </ul>
(公社)安房医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療及び助産活動に関すること</li> </ul>
(一社)安房歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医療活動に関すること</li> </ul>
(一社)安房薬剤師会薬業会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤業務及び医薬品の管理に関すること</li> <li>・医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること</li> </ul>
病院等医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること</li> <li>・災害時における収容者の保護及び誘導に関すること</li> <li>・災害時における病人等の収容及び保護に関すること</li> <li>・災害時における負傷者の医療と助産救護に関すること</li> </ul>
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること</li> <li>・災害時における学生の保護及び誘導に関すること</li> <li>・災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること</li> <li>・被災施設の災害復旧に関すること</li> </ul>
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業者等への資金の融資に関すること</li> </ul>
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること</li> <li>・災害時における入所者の保護及び誘導に関すること</li> </ul>
危険物取扱施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理の徹底に関すること</li> <li>・防護施設の整備に関すること</li> </ul>

9. 市民及び事業所等

機関の名称	事務又は業務の大綱
その他事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制の強化に関すること</li> <li>・事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に関すること</li> <li>・地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること</li> <li>・県及び市が実施する防災対策に協力すること</li> <li>・集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること</li> <li>・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること</li> <li>・防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること</li> </ul>

第1編 総則編

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	と
ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普段から構成員間の連携を密にし、活動体制の整備を図ること</li> <li>・ 災害時に行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域において自発的に防災活動を実施し、災害の未然防止、地域住民の生命及び身体の保護、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与すること</li> <li>・ 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底に関すること</li> <li>・ 初期消火、避難、救出救護等に関すること</li> <li>・ 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理に関すること</li> <li>・ 市及び県等が実施する防災対策に協力すること</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料・飲料水の備蓄、非常持出品の準備に関すること</li> <li>・ 市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的に地域の防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与すること</li> <li>・ 過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること</li> </ul>

## 第4節 市の概況

本市は、房総半島の南東部、太平洋側に位置し、温暖な気候と美しい海岸線など自然環境に恵まれている。

海岸に沿って東は勝浦市と、西は南房総市・鋸南町に接し、北は房総丘陵を境として、君津市・富津市・大多喜町に接している。

平成17年2月11日に旧鴨川市と天津小湊町が合併し、現在の鴨川市が誕生し、南房総の中核都市として更なる発展を目指している。千葉市へは直線距離にして57km、時間距離にしてJR東日本外房線で2時間弱の位置にある。

### ■市の位置

		東 経	北 緯	地 点
位 置	極 東	140° 13' 00"	35° 08' 01"	大字内浦地先
	極 西	139° 55' 49"	35° 07' 50"	大字平塚字細谷地先
	極 南	140° 02' 17"	35° 03' 06"	大字江見外堀字堀原地先
	極 北	140° 08' 20"	35° 11' 28"	大字四方木字白岩地先
	市役所	140° 05' 56"	35° 06' 51"	大字横渚 1450 番地
面 積		191.14km <sup>2</sup>		

出典：市統計書

### 1. 自然条件

#### (1) 地形・地質

本市は千葉県の南東部に位置し、地勢は全般的に平坦地が少なく、幾多の丘陵起伏に富み、西の南房総市との境に愛宕山(408.1m)、北部から東部に連なる清澄山系は標高300m前後と低い割に急峻な山が多く、いたる所に溪谷が見られ、市町境となっている。

市の中部には千葉県最高峰の嶺岡山系があり、この間に北西部の丘陵地帯より東南に細長く緩い傾斜をみせて低地部が海岸に達して、長狭平野となっている。

南部海岸線は無霜地帯として知られ早出し花卉が盛んであると共に起伏に富んだ小島、岩礁が多く、その眺望は絶景である。

地質は、第三紀、第四紀の堆積岩や変成岩が分布する。

南部の山地は、嶺岡層群、保田層群、安房層群からなり、嶺岡山系を中心に玄武岩や蛇紋岩が、また、海岸部では変成岩も見られる。この嶺岡山系の蛇紋岩等は風化が進み、地すべりが発生しやすい性質をもっている。

北部の山地は、三浦層群と上総層群からなっている。この三浦層群と上総層群の間には激しい地殻変動の名残と考えられる不整合が存在し、この不整合の直上に沖積層が発達しており、さらに沖積層の上には多くの地域で埋立層が認められている。

いずれの地層の岩石も風化が早いいため、非常にもろく、海岸や道路沿いのがけなどのように露出している岩盤は、崩壊の危険が高い。

■主要山岳

山 岳 名	標 高	所 在 地
愛 宕 山	408.1m	鴨川市、南房総市
清 澄 山 (妙見)	377.0	鴨川市
二 ツ 山	376.0	鴨川市
元 清 澄 山	344.3	鴨川市、君津市
嶺 岡 浅 間	334.7	鴨川市
高 鶴 山	326.0	鴨川市

出典：市統計書

(2) 河川

流域が狭く、規模の小さい河川が蛇行しており、勾配も比較的急峻である。主要河川は東流して太平洋に注ぎ、上流部は砂防指定地となっており、砂防工事が行われ、中下流は局部改良工事が行われている。

上流域は耕地率が低く、水田酪農地帯として知られる。

■主要河川

河川名	延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	水源地	流末地
洲貝川	3.7	8.5	鴨川市畑	鴨川市江見内遠野 (太平洋流出点)
曾呂川	5.4	14.2	鴨川市上	鴨川市太海 (太平洋流出点)
加茂川 (加茂川支流)	22.3	82.0	鴨川市金束	鴨川市貝渚 (太平洋流出点)
金山川	11.1	14.0	鴨川市打墨	鴨川市太尾 (加茂川合流点)
銘川	3.1	5.0	鴨川市北小町	鴨川市押切 ( " )
川音川	1.8	5.3	鴨川市成川	鴨川市仲 ( " )
待崎川	2.4	19.4	鴨川市和泉	鴨川市広場 (太平洋流出点)
二夕間川 (二夕間川支流)	5.7	7.4	鴨川市清澄	鴨川市天津 (太平洋流出点)
袋倉川	7.2	9.4	鴨川市東町	鴨川市浜菘 (二夕間川合流点)
神明川	1.5	3.8	鴨川市天津	鴨川市天津 (太平洋流出点)
大風沢川	7.7	11.9	鴨川市内浦	鴨川市内浦 (太平洋流出点)
開戸川	1.2	2.3	鴨川市内浦	鴨川市内浦 (太平洋流出点)

出典：市統計書

(3) 湖沼

本市には本来の湖はなく、ダム湖のみ存在し、また流域面積が狭いため流量も少なく、いったん放流するとなかなか満水にならない。他には小規模な農業用溜池が点在している。

(4) 海岸

太平洋に面した 31km に及ぶ海岸線は自然の美しさの反面、津波、高潮による被害を受けるおそれがある。

(5) 気象

① 気温

海洋性の特質を帯び一般に温暖湿潤であり、冬は最も寒い2月でも海岸では降霜がなく最低気温も氷点下に下がることは稀であり、積雪日数もほとんどない。

② 降水量

年間降水量は、令和6年で年間2037.0mmと県北部に比較して多い。これは標高300m程度の山地の影響で、風向が山地に直交するときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなるためである。

降雨量の季節的变化を見ると、秋に多く、春・夏がこれに次ぎ冬は最も少なくなっている。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短期的に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多い。

③ 風向・風速

春から夏にかけて南西風に、秋から冬にかけては北西風に支配されることが多い。風速に関しては、冬の季節風、台風、低気圧又は寒冷前線の接近、通過の際には強風の吹くことが多い。特に台風接近時には暴風を伴うため、大雨、強風ともに厳重な警戒が必要となる。

(6) 断層帯

本市周辺には、房総半島南部をほぼ東西に横断する幅約5～7kmの「鴨川地溝帯」の北縁と南縁に位置する「鴨川地溝帯北断層」と「鴨川地溝帯南断層」が分布しており、平成10年度～12年度に、千葉県によって活断層調査が実施された。

このうち、鴨川地溝帯北断層は、最近の活動を示す地形が見いだせなかったため、国の地震調査研究推進本部は、「鴨川地溝帯南断層」を「鴨川低地断層帯」とし、次のような評価を行った。

過去の活動：過去の活動に関する資料が乏しく、具体的な活動履歴については明らかでない。

将来の活動：全体が1つの区間として活動した場合、発生する地震規模はマグニチュードが概ね7.2で、そのときの上下変位量は概ね2mとなる可能性がある。

(7) 災害特性

① 風水害

県の南部沿岸は、海からの湿った空気を受け内陸部に比べて強い雨が多く、特に黒原（南部丘陵地域）付近を中心とした比較的狭い範囲で強い雨が多く降る。

過去の水害履歴をみると、台風の通過に伴う大雨によるものが多い。

② 土砂災害

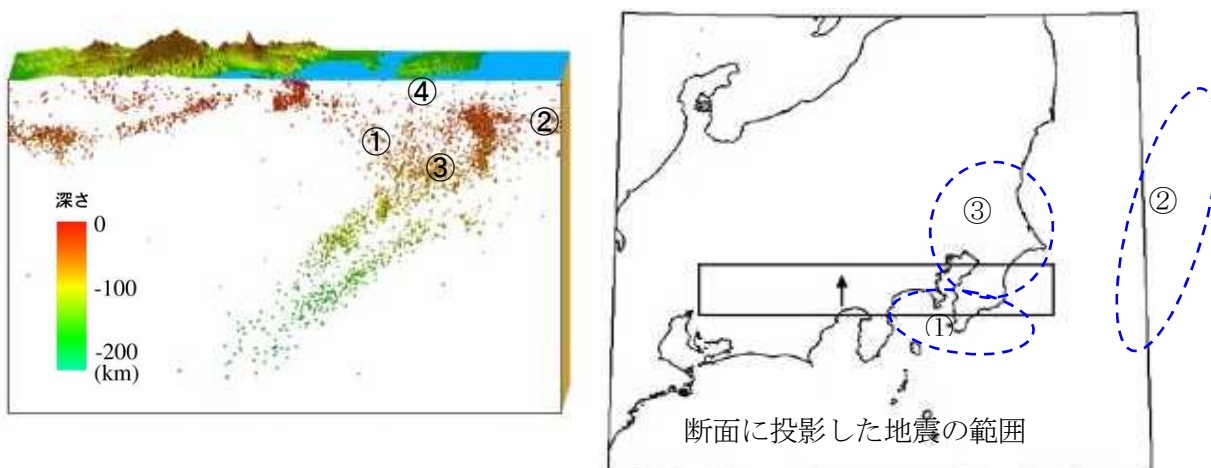
市内は山地に囲まれているため、土砂災害の危険が高い地域が多い。このうち、市北部の上総丘陵は、斜面が崩れ落ちるタイプの「がけ崩れ」が起りやすい地層からできている。一方、南部から西部の嶺岡山地周辺は、「地すべり」が起りやすい地層が分布しており、過去にも地すべりが多く発生している。

③ 地震災害の特性

■千葉県南部（鴨川市周辺）に被害をもたらす地震

	地震のタイプ	規模と頻度	特徴
①相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震	フィリピン海プレートと大陸プレートの境界付近	M8クラスの地震が、200～400年に1度程度の周期で発生。関東地震から80年以上経過しており、早ければ百年後に次の地震が来ると考えられる。 元禄地震・関東地震	震源が市域に近いので、震度7に近い揺れとなることが予想される。また、津波による被害も大きく、特に地震直後に津波が到達することが予想される。
②関東地方東方沖合から福島県沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震	太平洋プレートと大陸プレートの境界付近で発生する地震	最大でM7クラスの地震（歴史時代にM8クラスの地震が1度だけ記録されている）。M5～6の地震は数年おきに発生 延宝房総津波	震源から離れているため、大きな揺れはないと予想される。しかし、震源が海底であるため、津波が発生することがある。
③陸域で発生し、震源がやや深い地震	フィリピン海プレートと大陸プレートの境界付近で発生する地震太平洋プレートと大陸プレートの境界付近で発生する地震等	最大でM7クラスの地震（明治28年）、M5クラスの地震は年に数回発生	震源が地表面から離れているが、規模が大きいため県内でも被害が予想される。
④地表近くの断層による地震	地殻の浅部で発生する地震	鴨川低地断層帯が活動したとすると、M7.2程度（詳細不明） 県内には、切迫性の高い活断層はない。	地表に現れない断層の活動によって地震が発生することもある。このような地震は、規模は比較的小さいが、地表近くを震源とするため、大きな被害が発生する。
⑤遠地地震による津波被害		不特定	津波監視システム等で、津波来襲前に津波発生を覚知できる。

下図の①～④に対応



関東地方の地震活動と太平洋プレートの沈み込み（鴨川市周辺を通る断面図：M2以上、1987～1996年、深さ200km以浅；地震調査研究推進本部（1999）を編集）

(8) 過去の災害

① 鴨川市が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
1	1605. 2. 3 (慶長9年 12月16日)	134.9 33.0	東海・ 南海・ 西海 諸道	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1703. 12. 31 (元禄16年 11月23日)	139.8 34.7	江戸・ 関東 諸国	7.9 ～ 8.2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11～12m、保田6.5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。

※県内における震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはM7.0以上のものを記載  
(参考資料)

新編日本被害地震総覧(宇佐美、1996)

理科年表(国立天文台編、2016)

② 鴨川市が影響を受けた主な風水害(昭和40年以降)

(令和7年9月30日現在)

災害原因	発生年月日	被害の概要										
		人的被害(人)		住家被害(戸)							ライフライン被害	
		死者	負傷者	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	停電(軒)	断水(戸)
房総半島台風	令和元年9月9日	0	0	2	2	42	-	1,730	-	-	18,100	5,755
東日本台風	令和元年10月12日	0	0	0	1	5	-	309	-	-	10,000	235
10月25日の大雨	令和元年10月25日	0	0	0	0	4	-	17	5	28	30	4,699
台風第13号	令和5年9月8日	0	0	0	0	1	5	14	18	16	1,380	87

※東日本台風および10月25日の大雨による住家被害のうち、「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」については、従前の災害から被害が継続している戸数の合計を掲載

## 2. 社会的概況

### (1) 人口

本市の人口は、昭和25年の48,571人をピークに、徐々に減少傾向をたどり、昭和60年に旧鴨川市でやや増加傾向が見られたものの、その後は減少傾向をたどっている。最新の国勢調査(令和2年)での人口総数は32,116人であり、ピーク時の66.1%となっている。

### (2) 交通・ライフライン等

#### ① 道路

鴨川市域の幹線道路形態を見ると、海岸線に国道128号、市の西部を国道410号、西端部を主要地方道富津館山線が南北に走り、主要地方道鴨川保田線及び鴨川富山線が東西に走っている。また、市の中央部を主要地方道千葉鴨川線が北西・南東方向に走り、更に市東部を主要地方道市原天津小湊線、東端部を天津小湊夷隅線が南北に走っている。

#### ■道路の状況

令和5年3月31日現在

区分	総延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	改良済延長 (m)	改良率 (%)
国道	42,962	42,961	100.0	41,496	96.6
県道	74,888	74,888	100.0	62,805	83.9
市道	740,353	514,716	69.5	235,788	31.8

出典：市統計書

#### ② 鉄道

海岸沿いにJR東日本外房線、内房線が通り、東から安房小湊駅、安房天津駅、安房鴨川駅、太海駅、江見駅となり、最も乗車人員の多い安房鴨川駅では1日約1,000人(令和3年度)の乗車人員がある。

#### ③ バス

日東交通(株)により路線バス及びコミュニティバスが運行されている。また、その他数社により、高速バス等が運行されている。

#### ④ 通信、ライフライン

##### ア. 災害用通信

災害用通信施設として、防災行政無線等を整備している。

##### イ. ライフライン

鴨川市のライフラインは、上水道が安房郡市広域市町村圏事務組合水道部、電力が東京電力パワーグリッド(株)、有線通信がNTT東日本(株)、LPガスは(公社)千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会に加盟するLPガス販売業者等によって供給されている。

### (3) その他

本市には、年間を通じ、約270万人(令和6年)の観光客が訪れている。

## 第5節 災害危険性

### 1. 地震の想定

#### (1) 想定条件

計画の前提とする想定地震は、元禄地震とする。

想定地震： 元禄地震(1703) マグニチュード：8.2
発生時期： ① 冬季 午前5時 多くの市民が自宅にいる季節時刻
② 夏季 正 午 観光客が多くいる季節時刻

※中央防災会議の「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）では、フィリピン海プレート内に一律に震源を想定した場合に、市内で震度7となる震度分布図が示された。しかし、その範囲がごく一部に限られること、特定の地震を想定したものでないこと、さらには、これまでの防災・減災対策の方向性に影響するものではないことから、本計画では元禄地震を計画の前提とする。

#### (2) 被害予測結果

##### ① 建物被害予測

	建物棟数	地震による被害（住家） ※揺れ+液状化		
		木造	*RC造	鉄骨造
総数	18,081	17,078	232	771
全壊棟数	3,159	3,093	14	54
半壊棟数	4,204	4,058	27	119

\*RC造：鉄筋コンクリート造 単位：棟

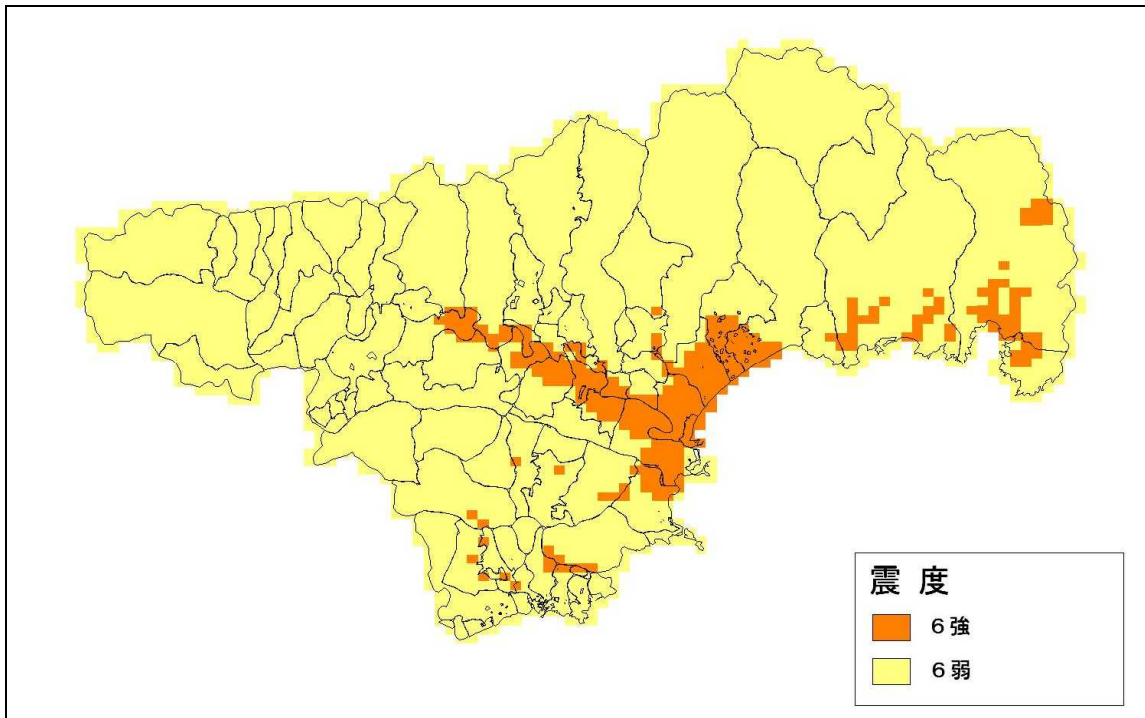
##### ② 人的被害予測

人的被害	死者	重傷者	軽傷者
冬季午前5時	149	45	183
夏季正午	243	74	298

単位：人

◆地震動

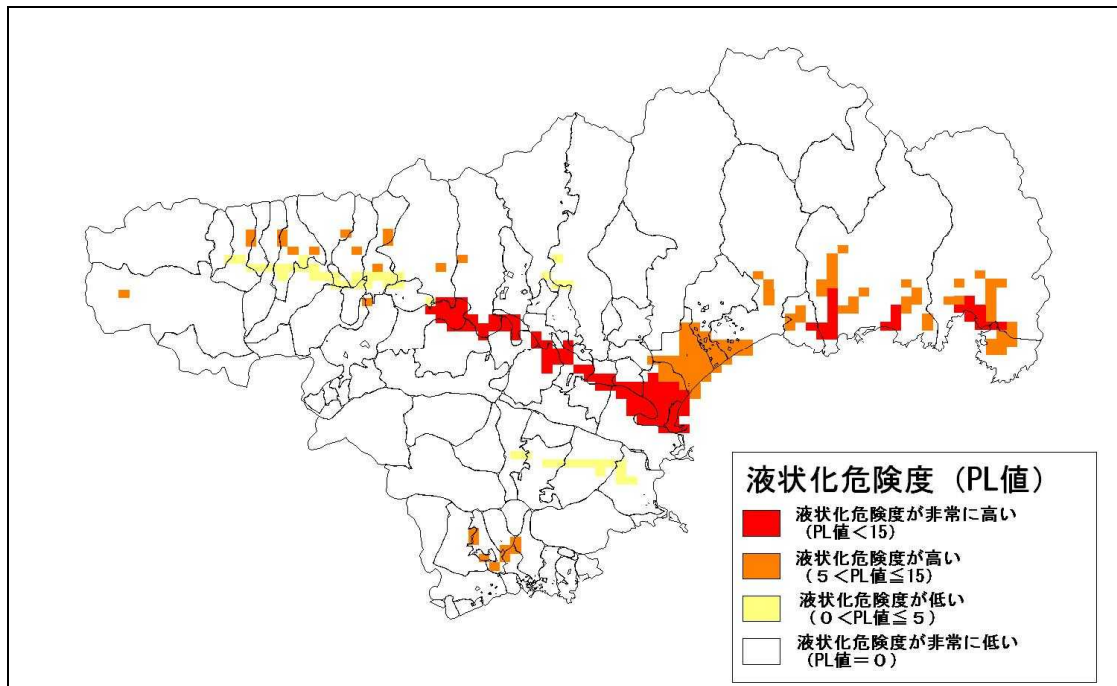
加茂川沿いの低地や海岸付近の低地で震度6強、それ以外の地域で震度6弱が予想され、本市全域で震度6弱以上となるものと予想される。



震度予測

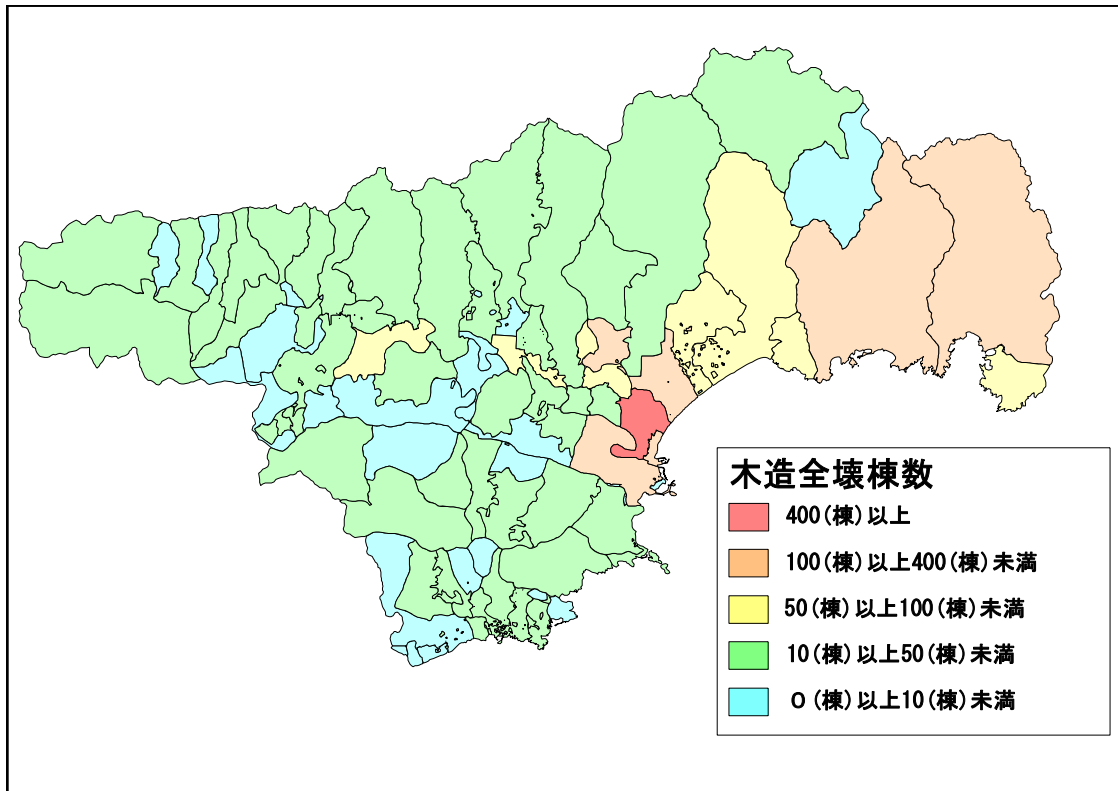
◆液状化

加茂川沿いの低地、海岸部及び河口部での液状化の危険性がやや高くなると予想される。



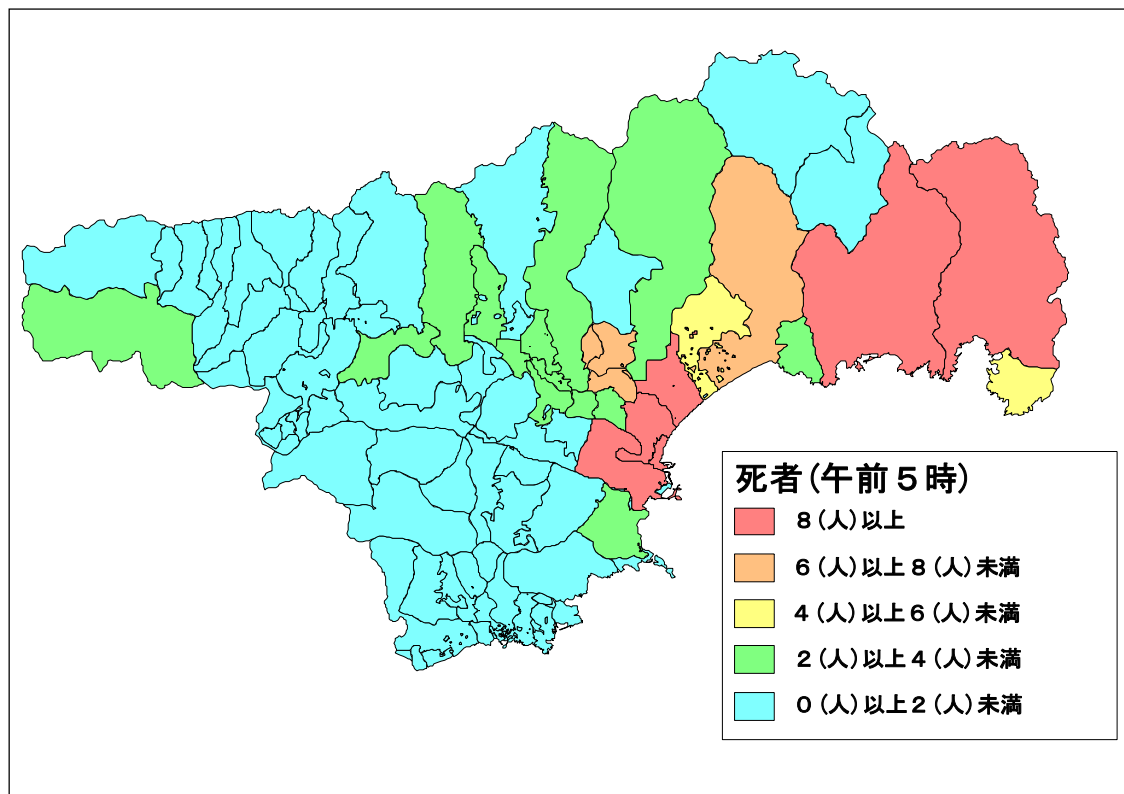
液状化危険度予測

◆建物被害予測



建物被害予測(木造全壊棟数)

◆人的被害予測

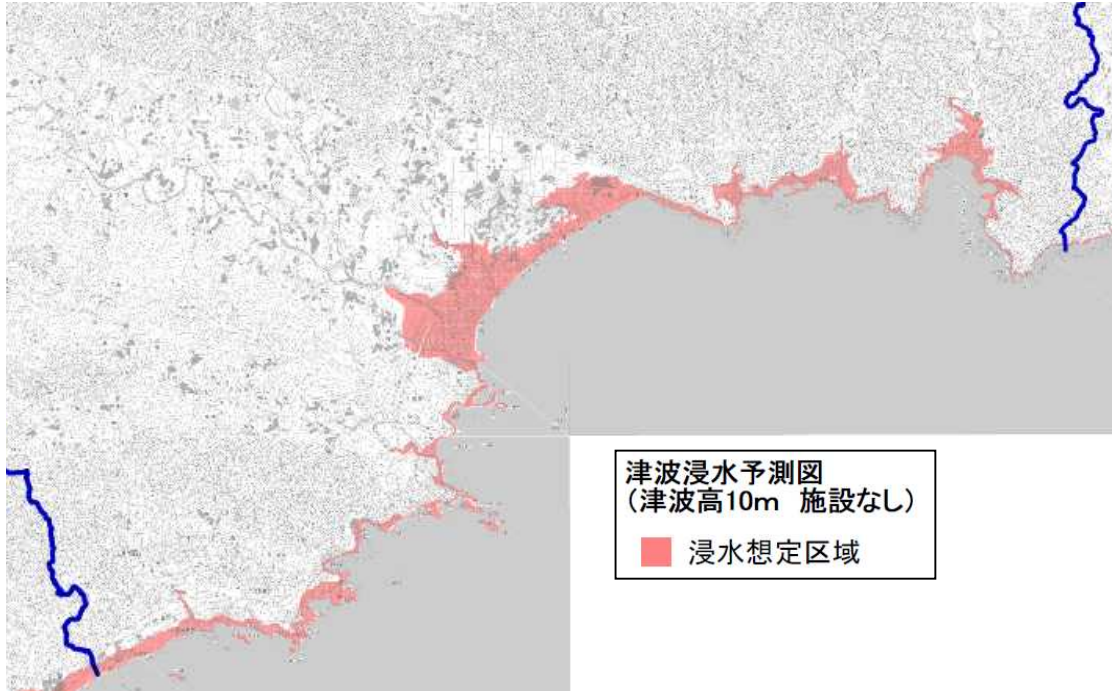


地震による人的被害予測(死者:冬季午前5時)

## 2. 津波の想定

本市における過去の津波実績では、元禄地震の8mの津波が最大であるが、本計画においては、県による津波浸水予測図（平成23年度）の津波高10mを想定津波とする。

津波浸水予想区域に含まれる建物数（住家）は、約3,000棟であり、概ね7,000人を被災人口と想定する。



## 3. 風水害の想定

水防法に基づく洪水浸水想定区域（加茂川とその支川、洲貝川、曾呂川、待崎川、二タ間川、袋倉川、神明川、大風沢川及び開戸川）及び高潮浸水想定区域（千葉東沿岸）並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等を想定とする。

### (1) 洪水

#### ① 洪水浸水想定区域

千葉県は、水防法に基づき、水位周知河川及び主な中小河川について、想定最大規模の大雨による河川の氾濫を想定した洪水浸水区域を指定している。

##### ア. 水位周知河川

水位周知河川に指定された加茂川及び支川金山川、銘川及び川音川の洪水浸水想定区域は、河道沿いの比較的狭い範囲に限られるが、河口や支川合流点付近ではやや面状に広がる。加茂川流域における最大浸水深は6.9mで、国道410号より下流側の支川合流点や河川の蛇行部を中心として、浸水深が5.0m～10.0mの範囲が点在する。全体としては3.0m～5.0mの範囲が多い。また、加茂川では、支川金山川との合流点から河口にかけての一角が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に指定されている。浸水継続時間はおおむね12時間以内の範囲が多く、12時間以上の範囲は一部に限られている。

第1編 総則編  
第5節 災害危険性

河川管理者	対象河川	想定条件	浸水想定区域の状況
千葉県	加茂川	加茂川流域の24時間総雨量669mm	県道34号と88号の交差点より下流のほぼ全区間が、浸水区域である。主に左岸に分布するが、川音川との合流部より上流は左右岸、河口部は右岸が主となる。浸水深は3.0m～5.0mが多く、一部5.0m～10.0mとなる。土地利用は主に農地だが、河口付近の一部が市街地にかかる。家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が、区間のすべての両岸に分布する。
	金山川		浸水区域は金山川と県道24号の交差部より下流に分布し、県道181号より上流側では面的に広がる。土地利用は概ね農地だが、市総合運動場にかかる。浸水深は3.0m～5.0mで、家屋倒壊等氾濫想定区域は分布しない。
	銘川		浸水区域は加茂川との合流点右岸側に深さ3.0m～5.0mが広く分布し、それ以外は局地的である。土地利用はほぼ農地で、家屋倒壊等氾濫想定区域は分布しない。
	川音川		浸水区域は、加茂川合流点より上流の約800mの範囲に限られ、河道沿いに狭く分布するが、加茂川との合流点付近など、河道に接する平地では面的に広がる。土地利用はほぼ農地で、上流の一部に民家等がある。家屋倒壊等氾濫想定区域は分布しない。

イ. 主な中小河川

主な中小河川である洲貝川、曾呂川、待崎川、二夕間川、袋倉川、神明川、大風沢川、開戸川の浸水想定区域は河道周辺の比較的狭い範囲に限られ、広域に広がるものはない。浸水深は概ね3.0m未満で、一部の河川では局地的に3.0m以上となる。

河川管理者	対象河川	想定条件	洪水浸水想定区域の状況
千葉県	洲貝川	洲貝川流域の24時間総雨量690mm	ほぼ全区間で、断続的かつ面的に浸水範囲が広がる。土地利用は概ね農地で、浸水深は概ね0.5m～3.0mである。
	曾呂川	曾呂川流域の24時間総雨量690mm	ほぼ全区間に渡って浸水範囲が分布する。土地利用は概ね農地で、浸水深は概ね0.5m～3.0mである。
	待崎川	待崎川流域の24時間総雨量690mm	指定区間は県道181号より下流側の約2.5kmで、ほぼ区間で面的に浸水範囲が広がる。土地利用は農地が主体で、一部市街地となる。浸水深は概ね0.5m～3.0mである。
	二夕間川	二夕川流域の24時間総雨量690mm	浸水区域は、袋倉川との合流地点付近や河口付近で面的に分布するほかは局所的である。浸水深は概ね0.5m～3.0mで、土地利用は農地が主体だが、一部に公共施設がある。
	袋倉川	袋倉川流域の24時間総雨量690mm	浸水区域は下流部の平地に連続的に分布し、上流部は局所的である。浸水深は概ね0.5m～3.0mで、一部3.0m～5.0mとなる。土地利用は、下流部において牧場、工場、民家等がある。
	神明川	神明川流域の24時間雨量690mm	浸水区域は局所的で、浸水深は最大3.0m～5.0mである。

河川 管理者	対象 河川	想定条件	洪水浸水想定区域の状況
	大風沢川	大風沢川流域の 24時間総雨量 690mm	浸水区域は概ね奥谷集落より下流部にあり、上流部は局所的である。浸水深は概ね0.5m～3.0mで、一部で最大5.0m～10.0mとなる。土地利用は概ね農地で、一部に集落がかかる。
	開戸川	開戸川流域の24 時間総雨量690mm	浸水区域は一部区間に連続して分布するほか、局所的な分布である。浸水深は概ね0.5m～3.0mで、土地利用は農地が主体だが、一部が市街地にかかる。

② 重要水防箇所

洪水時に水防活動を要する重要水防箇所は市内に3箇所（加茂川2箇所、袋倉川1箇所）あり、いずれも氾濫実績がある（令和7年度 千葉県水防計画）。

③ 防災重点農業用ため池

千葉県は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるものとして22のため池を指定している。

(2) 高潮

千葉県は、水防法に基づく想定最大規模の台風で高潮による氾濫が発生した場合の高潮浸水区域を指定している。

浸水範囲は、海岸沿い狭い範囲に限られるが、江見、鴨川、天津及び小湊の漁港区域、加茂川河口部の右岸、大風沢川沿いのJR外房線北側の一部では面的に広がる。また、浸水深は最大1.0m～3.0mである。

浸水継続時間は概ね12時間～24時間（1日間）で、局所的に24時間（1日間）～72時間（3日間）となる。

(3) 土砂災害

千葉県は、土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域を市内の729箇所に指定しており、そのうち616箇所が建築物の構造規制等が行われる土砂災害特別警戒区域を含んでいる（令和7年12月26日現在）。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による急傾斜地崩壊危険区域に18箇所を指定しており（令和5年1月25日現在）、防災工事や保全措置を講じている。

その他、治山事業の基礎調査で把握された山腹崩壊危険地区が147箇所、崩壊土砂流出危険地区が43箇所ある。

4. 大規模事故の想定

大規模事故については、次の事象を対象とする。

・大規模火災	・林野火災	・危険物等災害
・海上災害（海難事故）	・油等海上流出災害	・航空機災害
・鉄道災害	・道路災害	・放射性物質事故

